

【冬の節電・省エネのポイント】暖房の使用時間を可能な限り短くしましょう(外出30分前に消すなど)。

国民年金 訪問にご注意ください

全国各地で、「日本年金機構」や「年金事務所」、「社会保険庁」や「厚生労働省」などの職員を称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があった等という問い合わせが年金機構等に寄せられています。また、『**年金関係の書類**』を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったという問い合わせも寄せられています。

●「不審な電話や訪問」について、確認のポイント

現在、「社会保険庁」や「社会保険事務所」という組織は存在しません。(平成22年1月1日に廃止) 公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。

●「不審な電話や訪問」について、確認のポイント

銀行口座番号や振り込み先を電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。

国民年金保険料について電話をしたり、自宅を訪問することがあるのは、「日本年金機構」及び業務委託を行っている民間事業者だけです。

※その際、委託事業者は委託されていること、氏名(会社名を含む)になっており、機構が発行した身分証明書を提示することになっています。「厚生労働省の職員」が電話したり訪問して現金を受け取ったりすることはありません。また、保険料を預かる場合には必ず「領収証書」を発行しますので、必ず受け取ってください。

日本年金機構から個人のお客様に文書をお届けする際に、職業や会社名をお聞きすることはあり

ません。

青色(水色)の封筒で「ねんきん定期便」を送付していますが、返送をお願いするのは、ご自身の年金加入記録に漏れや誤りがある場合だけです。

年金機構及び民間委託事業者は、手数料と称して現金をお預かりすることは行いません。また、代わりに手続きを行うこともありません。年金証書の作成等に代金や印紙代は不要です。請求することもありません。

●「不審な電話や訪問があった場合は」

できるだけ一人で対応せず、相手の名前や所属、用件をきいて、メモを控えて家族等に相談してください。

怪しいなど感じたら、口座番号等の個人情報をお話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝

●宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

●保険課 高齢者年金係 ☎9120

一級河川利根川水系田川圏域河川整備計画 (変更原案)の縦覧について

栃木県では、地域の皆さんの意見を反映させた河川の整備及び維持に関する計画(河川整備計画)を策定し、河川行政の推進を図っているところであり、この度、皆さんがお住まいの田川圏域の河川整備計画(変更)の原案がまとまりましたので、次のとおり地域にお住まいの皆さんにご意見を伺います。

▼縦覧対象＝一級河川利根川水系田川圏域河川整備計画(変更原案)

▼縦覧場所＝①町都市建設課 ☎9147、

②町ホームページ＝

<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/index.html>

③栃木県河川課ホームページ＝

<http://www.pref.tochigi.jp/h06/index.html>

▼縦覧期間＝11月1日(木)～11月28日(水)までの土日祝日を除く、平日午前9時～午後5時まで(ホームページでは、土日祝日随時縦覧できます。)

▼意見の募集期間＝11月1日(木)～11月28日(水)必着

▼意見書の提出方法＝町都市建設課に備え付けの用紙「河川整備計画変更原案に対する意見書」又は、住所氏名を記載した電子メールにて提出してください。

▼意見書の提出先＝町都市建設課に提出していただく

か、次のいずれかの方法により日本語で提出してください。

郵送：〒320-8501(住所不要)

栃木県東土整備部河川課 宛

FAX：028(623)2441

電子メール：kasan@pref.tochigi.jp

▼問い合わせ先＝都市建設課 整備係 ☎9147

宇都宮税務署からのお知らせ

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、税に関する様々な情報を提供したり、納税者の方からの税務行政に対するご意見やご要望をお聴きする機会を設けています。

今年も昨年に引き続き、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取組や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策を、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)などにより紹介します。是非この機会に、税について考えてみてはいかがでしょうか。

e-tax(国税電子申告)

納税システム)を始めませんか

国税に関する各種手続①所得税、法人税、消費税、贈与税(e-tax)での送信は平成24年分から、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出などが自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます。特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数が多い手続には大変便利です！なお、e-taxを始めるには、事前にICカードリー

ドライタと電子証明書の準備が必要です。

詳しい情報は、e-taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますのでご覧ください。

源泉徴収義務者の皆さんへ

平成24年分年末調整説明会を開催します。

▼日時＝11月22日(木)

・午前10時30分～午後0時30分

・午後2時～午後4時

▼場所＝上三川いきいきプラザ2階大会議室

※「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参ください。

※年末調整関係書類の配布枚数は、一定枚数となっておりますので、不足がある場合には説明会会場及び税務署の窓口でお受け取りください。

【冬の節電・省エネのポイント】湯たんぽ・ひざかけなどを活用し、重ね着などによりあたたかくしましょう。

平成24年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会で使用する資料は、当日、会場で配付します。

講師は、税務署職員又は税務署が依頼した税理士が行います。

※各会場は、駐車場のスペースが少なく混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。ご不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

対象	開催日	開催時間	会場
事業所得関係	12月3日(月)	午後 2時～4時	上三川町商工会館 3階大会議室
	12月5日(水)	午後 2時～4時	うつのみや市商工会館大会議室
	12月6日(木)	午後 2時～4時	栃木県産業会館 2階大会議室
	12月7日(金)	午前10時～正午	
農業所得関係	12月4日(火)	午前10時～正午	宇都宮市総合コミュニティセンター
不動産所得関係	12月7日(金)	午後 2時～4時	栃木県産業会館 2階大会議室

▼問い合わせ先＝
宇都宮税務署
個人課税第一部門
☎028(621)2092
(ダイヤルイン)

▼問い合わせ先＝宇都宮税務署(代表:音声案内) ☎028(621)2151